

2) 団体の定款

膳本

一般社団法人白山ふもと会
定 款



定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人白山ふもと会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県白山市に置く。

(公告)

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、白山山麓の観光の促進に関する事業を行い、もって白山山麓の地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品、酒類、民芸品、工芸品等の特産品の企画、開発、宣伝、販売事業
- (2) 観光案内業
- (3) ホテル、旅館、観光施設等の案内業務受託
- (4) アウトドアレジャーの企画、運営
- (5) アウトドアレジャー用品のレンタル事業
- (6) 国内旅行業務の企画、仲介、斡旋及び運営に関する業務
- (7) 喫茶店、飲食店の経営
- (8) 地域観光に関するイベントの企画、運営事業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の業務

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人または団体であつて、次条の規定により当法人の社員となつた者をもつて構成する。

2 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同して年会費のみを支出する個人又は団体

3 前項の会員のうち正会員をもつて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

(社員の資格の得喪)

第7条 当法人の社員にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

2 当法人は、入社希望者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、その入社を承認しないことができる。

- (1) 未成年者、成年被後見人または被保佐人



- (2) 経費を負担する資力のない者またはその負担を拒む者
 - (3) 当法人もしくは当法人の他の社員に損害を与え、またはその恐れのある者
 - (4) 前各号に掲げる者の他、社員となることにより当法人の他の社員に共通する利益を著しく害する恐れのある者
- 3 当法人を退社した者は、社員の資格を失う。
- 4 前項の規定は、同項に規定する者又はその相続人その他の承継人に対する当法人の権利の行使を妨げない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 当法人は、社員から会費を徴収し、これを経費に充当する。
- 3 前項の会費の額は、事業年度ごとに総会の決議を持って定める。
- 4 当法人が会費として徴収した金銭は、返還しない。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

- 2 退会届をした社員は、当該届出のあった日の属する月の末日をもって当法人を退社する。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該社員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 代表理事は、社員を除名したときは、除名した社員に対しその旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を3月以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、または解散したとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成されるものとし、次の掲げる区分に応じ、定時総会または臨時総会と称する。

- (1) 定時総会 法人法に規定された定時社員総会
- (2) 臨時総会 前号の定時社員総会以外の社員総会



- 2 定時総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある時に随時招集する。
- 3 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 4 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面を持って通知する。ただし、全ての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

(決議)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基金の返還
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時総会として毎年度7月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある時は、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに本条第1項の決議を行わなければならない。
- 4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事会に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。



2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要がある時は、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 各理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告をもとめ当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)



第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

(剰余金)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の目的を有する国又は地方公共団体若しくは公益法人認定法第5条第17号に掲げる者のいずれかの団体に贈与するものとする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第37条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第38条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において別途「基金取扱規定」を定め、これに従うものとする。

(基金の拠出者の権利)

第39条 当法人は、法人が解散し、清算が終了するまでは基金をその拠出者に返還しないものとする。ただし、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができる場合においてはこのかぎりではない。

3 当法人に対する基金の拠出者の権利については、第三者に譲渡、質入れ及び信託に付することはできないものとする。

(基金返還の手続)

第40条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について別紙基金取扱規定の定めに基づき、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 当法人は、事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、理事会が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他の事項については、理事会が定める。

第9章 準拠法

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令の定めるところによる。

付則

1 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	千菊 裕二
設立時理事	石原 正
設立時理事	北村 秀紀
設立時理事	長 壮一
設立時理事	上野 太
設立時監事	中山 明設



2 当法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員

- (1) 石川県白山市木滑出75番地1
千菊 裕二
- (2) 石川県金沢市みどり2丁目1番地1 市営住宅H3棟7-9号
石原 正
- (3) 石川県白山市尾添チ81番地3
北村 秀紀
- (4) 石川県白山市釜清水町ち2番地5
長 壮一
- (5) 石川県白山市桑島4号96番地29
上野 太
- (6) 石川県白山市吉野甲92番地
中山 明設

平成23年 6月10日

以上、一般社団法人白ふもと会設立のため、設立時社員千菊裕二、同石原正、同北村秀紀、同長壮一、同上野太、同中山明設の定款作成代理人行政書士篠原孝幸は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成23年 6月10日

設立時社員 千菊 裕二

設立時社員 石原 正

設立時社員 北村 秀紀

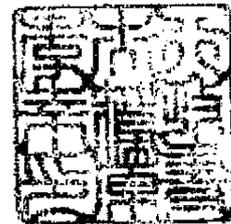
設立時社員 長 壮一

設立時社員 上野 太

設立時社員 中山 明設

上記設立時社員6名の定款作成代理人
富山県高岡市明園町9番30号
行政書士 篠原 孝幸

登録番号 第09240523号



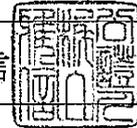


1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

同一の情報の提供

提供の日付 : 2011年6月16日

公証人 : 22010011 梶山雅信



所属法務局 : 金沢地方法務局

公証役場 : 金沢公証人合同役場

石川県金沢市武蔵町6番1号

請求対象の登簿管理番号 : 11-2201001102000776

請求対象の文書種別 : 電磁的記録の認証

請求対象の認証日 : 2011年6月16日

請求対象の処理公証人 : 梶山雅信

所属法務局 : 金沢地方法務局

公証役場 : 金沢公証人合同役場

石川県金沢市武蔵町6番1号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

公証人役場